

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

(中小企業の経営支援に関する取組方針)

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

(中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況)

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しており、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携、平成29年1月23日に「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」に加盟、令和6年7月26日に一般社団法人東京大田区中小企業診断士会と「業務提携・協力に関する覚書」を締結、令和7年9月30日に金融庁及び経済産業省の補助事業「レビキヤリを活用した地域企業経営人材マッチング促進事業」に登録、その他「東京企業力強化連携会議(通称:元気・東京ネットワーク)」や「地域プラットフォーム」にも参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢を整備しております。

令和7年5月1日には米国関税措置等の影響に伴う相談窓口を設置しております。

令和7年8月20日、当組合と株式会社日本政策金融公庫は、地震・津波・豪雨等の自然災害や感染症等様々な危機事象の発生直後から各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援、地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施等を行う目的で「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。

令和7年12月19日、当組合と株式会社商工組合中央金庫は、地域中小・小規模企業へのソリューション提供を強化するため、株式会社商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」及び「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結し、令和8年3月に大田区でプラスチックめっき加工を手掛ける企業に対し、財務改善による事業展開に向けた経営基盤強化支援を目的として、同覚書に基づくシンジケートローン第1号案件を参加取組致しました。

(ガバナンスの強化)

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。令和7年7月3日評議員55名参加のもと、第17回評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けることができました。



ライフステージに応じた取組状況

創 業 期

創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

● 令和7年度の創業・新規事業支援融資実施は以下の通りです。

当組合が関与した創業、 第二創業の件数	創業件数 (単位:件)	7	創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	第二創業件数 (単位:件)	0		②創業期の取引先への融資 (プロパー)	4	④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
				②創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	3		

成 長 期 ・ 安 定 期

成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

● 令和7年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	16
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1.経営上の問題点の要約	資金調達に苦慮していた創業後間もない事業先の財務状況を含めた業況改善支援の相談事例。
2.改善提案・支援内容の要約	新規運転資金の導入により資金調達に対応、直近3カ月の売掛金と買掛金一覧を基に、入金・支払いサイトを整理することで資金繰りを可視化、今後の資金繰り・調達を適切に行えるよう提案し、経営状況の把握と営業に注力できる態勢を図った。

地域密着型金融について 2

● 令和7年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数	13
--------------------------	----

中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】

東京商工会議所主催(当組合、日本政策金融公庫、東京信用保証協会共催)による「中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】」を令和7年10月20日に開催して当組合は4社の融資相談を受け付けました。

ビジネスマッチング

令和7年11月14日、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会共催による「2025しんくみ物産展」に当組合の取引企業2社が参加、出店して頂きました。

低迷期・再生期

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者より入念にヒアリングを行ったうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行う中で事業再生や事業転換等の支援を行う場合には、当組合だけでなく、必要に応じて外部専門機関等の知見を活用して支援しております。

中小企業等金融円滑化法終了後の対応について

中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引き続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる地域中小・小規模企業者の皆様、住宅金融融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に備えて、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでおります。

● 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応(平成21年12月4日～令和8年3月31日)					(単位:件)
	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	4,413	4,057	141	13	202
債務者が住宅金融借入者の場合	453	394	28	0	31

ご返済等に関するご相談窓口

お問い合わせ場所	共立信用組合 各お取引店舗の『ご返済等に関する相談窓口』
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後3時

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

● 令和7年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	229	221
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	42.25%	43.58%
保証契約を解除した件数	1	2
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金の申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人が資金額に対し十分なキャッシュフローを有しており、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていることから、経営者保証を求めず新規と信じた。

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	賃貸用建物購入資金の融資申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込人は十分な資産・収益力において、返済持続可能と判断し経営者保証を求めず新規と信じた。